

対応ができない状況であるので、地域の方々にも協力を頂き、通行者の安全確保に努めたい」と答えた。

【その他の質問事項】

- ・教育について
- ・地域公共交通会議について

**学校給食公社について**

矢部 義明 議員

(もばら21)

【問】学校給食の運営に係わる経費削減を目的に設置された茂原市学校給食公社が当初の目的を達成することが困難となつた今、存続意義があるのか。また、公募型プロボーザル方式による委託業者選定の参考要件及び評価基準は。

【答】昭和56年の学校給食公社の設立目的は、給食の充実発展と将来への学校給食における行財政経費の節減であり、設立から28年の間に学校給食業務の運営の合理化を図ってきたが、現在においては、経費節減の目的は程遠いものとなつている。平成19年度調査で県内の学校給食調理業務の民間委託の状況は、36市のうち24市(67%)以上ついて、多数の民間業者が給食業務に参入している状況である。このことから、教育委員会会議において、共同調理場管理規則の一部改正を行い、公社を含めた複数の

民間業者の共同調理場への参入を可能にしたところである。プロボーザルの実施により、平成22年度からの学校給食は受託業者が現在の共同調理場で調理し、食材は公社委託から市が直接購入することになる。業者選考にプロボーザル方式を採用した理由は、安全性の確保を図りつつ、民間会社の技術や創意工夫を取り入れ、単に入札価格だけの業者決定ではなく、給食の持つ特殊性や給食の質も考慮して業者決定を図るものである。主な業務は、調理・洗浄業務であり、正規社員の定数を設定して安全面の確保をし、調理については、従事者の担当業務、資格、経験年数、衛生管理等を仕様書により厳しい基準を設けるので、質の低下の心配はないと考えている。

業者による提案の内容は、仕様書による市としての基本的な条件を満たした上で、各社の独自性を提案してもらうものである。主な内容は、①安全で安心な学校給食を提案するための基本的な考え方②おいしい給食を作る調理の提案③衛生管理体制に関する提案④緊急時における対応策⑤調理従事者の配置体制及び代替体制⑥研修計画等である。今後はプロボーザルの公告をして募集を開始し、11月下旬に

者決定のスケジュールで事業を進めていく。

【その他の質問事項】

- ・産科・小児科医療の充実と長生病院の拡充について
- ・農業問題について
- ・地域整備について

**国保の運営状況について**

平 ゆき子 議員

(日本共産党茂原市議団)

**国保の医療費削減対策について**

加賀田 隆志 議員

(公明党)

者決定のスケジュールで事業を進めていく。

によりほとんどが減免の該当となつてないと聞いています。なお、長生郡内では一宮町、長生村が実施している。今後も、相談者の生活状況を把握し、きめ細やかな対応をしていきたい。

【その他の質問事項】

- ・行財政について
- ・子育て支援について

**国保の医療費削減対策について**

厚生労働省では、健康に対する国保被保険者に対応するため、国は各市町村に国保の一部負担金減免制度の積極活用を始めた通知を出した。今こそ、この制度活用が必要である。本市での減免の取り組みはどうか、又県内市町村はどうか伺いたい。

【答】厚生労働省から非自発的な離職者に対する保険税の分担納付、徴収猶予、減免等の取扱いについての通知があつたが、自発的及び非自発的の判断、あるいは担税力の有無の見極めが困難であることから、本市では従来から個別の納付相談により納付の延期や分割納付等で対応している。

県内の状況については、半数の市が実施しているが、現実は申請後に預貯金調査等

によりほとんどが減免の該当となつてないと聞いています。なお、長生郡内では一宮町、長生村が実施している。今後も、相談者の生活状況を把握し、きめ細やかな対応をしていきたい。

によりほとんどが減免の該当となつてないと聞いています。なお、長生郡内では一宮町、長生村が実施している。今後も、相談者の生活状況を把握し、きめ細やかな対応をしていきたい。

【その他の質問事項】

- ・市長の政治姿勢について
- ・戸籍の電算化について
- ・ゴミ袋の値下げについて
- ・自転車駐車場の料金値下げについて

【問】国保の医療費を削減する対策として病気の早期発見が有効と考えている。その一つとして健康診断の検診率を上げることが有効と思うが、平成18年度から3年間の検診率は、基本検診、がん検診共に極端に下がっている。理由と上げる対策は、また、健康に生活するための手助けになる、健康に役立つ食べ物などの情報提供の場をホームページなどに作つてはどうか。

【答】基本健康診査の受診率が平成17年度と比較して平成18年度から3年間下がっている理由は、地元医師会との協議で内科系の慢性疾患で治療中の方の取り扱いの見直しにより、原則として受診対象から除外したことが影響したものである。平成20年度より基本健康診査から特定健康診査に

制度が変更され、治療中の方でも受診可能となつたが、平成17年度並みの受診率までは上がりっていないので、今後はホームページ、広報、自治会を通じた毎戸配付、公共施設のポスター掲示による周知や休日検診による受診機会の拡大等により、受診率向上に取り組んでいきたい。

**厚生労働省では、健康に対する情報提供システム「e-ヘルスネット」で正しい健康情報をわかりやすく提供し、県では、ホームページ上の「健康福祉情報の森」で各分野の専門家による健康についての質問に対する回答を掲載している。現在、市では保健師を中心に、健康に対する各種相談や各地区での健康新聞などにより、適切な健康新聞を提供している。今後、市民に対して正しい健康情報を提供するため、厚生労働省や県の情報提供システムの周知を図るとともに、市独自の健康情報提供システムの構築について調査・研究していく。**

**厚生労働省では、健康に対する情報提供システム「e-ヘルスネット」で正しい健康情報をわかりやすく提供し、県では、**

**ホームページ上の「健康福祉情報の森」で各分野の専門家による健康についての質問に対する回答を掲載している。現在、**

**市では保健師を中心に、健康に対する各種相談や各地区での健康新聞などにより、適切な健康新聞を提供している。今後、**

**市民に対して正しい健康情報を提供するため、厚生労働省や**

**県の情報提供システムの周知を図るとともに、市独自の健康**

**情報を提供するため、厚生労働省や**

**県の情報提供システムの構築について調査・研究していく。**